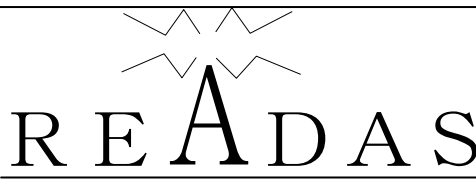


第 5253 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 6月24日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 相続税の申告が必要な人

Q：相続税の取扱いが改正になり、申告対象が増えるとのことですが、財産がいくらだったら相続税がかかるのですか？

A：基礎控除を超えた場合は、原則、相続税がかかります。また、相続税がかからなくても申告しなければならない場合がありますので、注意してください。

【解説】

相続税は、個人が被相続人(亡くなった人)から相続や遺贈によって財産を取得した場合に、課される税金です。

申告は、相続財産から債務と葬式費用を差し引いた額が、次の基礎控除額を超える場合に必要になります。申告期限は、被相続人の亡くなった日の翌日から10か月以内、提出先は被相続人の住所地を所轄する税務署です。

基礎控除額＝3,000万円＋(600万円×法定相続人の数)

※「法定相続人の数」は、相続人のうち相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいい、養子がいる場合は、実子がいるときは1人(いないときは2人)を法定相続人の数に含めます。

なお、相続税を計算する場合に①配偶者に対する税額軽減(1億6,000万円か法定相続分相当額までは相続税がかからない)や小規模宅地等の特例(事業用又は居住用宅地等に一定割合の減額が認められる)を適用すると税額がゼロになる場合がありますが、これらの適用は遺産分割が確定していることと申告が要件となっていますので注意してください。

